

資源管理・漁業所得補償対策に関するQ&A

(平成23年2月18日時点版)

この資料は、資源管理・漁業所得補償対策に係る補足資料として、業務参考用に作成したものです。

水産庁

【 目 次 】

1. 漁船漁業における資源管理措置関係（資源管理指針、資源管理計画）（1～7ページ）

《 1-1. 資源管理指針、資源管理計画 》

- 1-1-1. 資源管理指針・資源管理計画制度の目的、効果いかに。
- 1-1-2. 共済に加入しない（できない）漁業者も計画作成に参加すべきか。
- 1-1-3. 国の資源管理指針と都道府県指針との関係いかに。
- 1-1-4. 都道府県の資源管理指針の対象魚種はどのようなものとすべきか。また、資源管理指針に記載すべき漁業種類の考え方いかに。
- 1-1-5. 資源管理指針の対象とならなかった魚種、漁業種類の資源管理はどのように考えるのか。
- 1-1-6. 資源管理指針と資源管理計画の関係いかに。計画がない場合、指針を作成する必要はあるのか。
- 1-1-7. 漁業者が作成した資源管理計画を国・都道府県が確認する基準いかに。
- 1-1-8. 資源管理指針、資源管理計画は随時見直し可能か。また、これらは公表するのか。
- 1-1-9. T A C法都道府県計画、資源回復計画、その他資源管理に関する既存の計画と今回の資源管理指針、計画との関係いかに。
- 1-1-10. 資源管理指針中、管理目標を定めることは必須か。また、必ず科学的知見に基づいた数値目標とすべきなのか。
- 1-1-11. 資源管理措置は、現在行っている全ての措置を記載するのか。
- 1-1-12. ブリ、カタクチイワシなど単県で管理が困難な魚種の取扱いかに。
- 1-1-13. 指針に記載する資源管理措置の認定基準（Aを行うものはAを1つ以上、行わないものはB、CよりBを含む2つ以上）は、対象魚種の資源状況や漁業種類の特性を見て基準を柔軟に変更できるようにすべき。
- 1-1-14. 指針に記載される資源管理措置と、計画に記載する資源管理措置とは一致しなければならないのか。
- 1-1-15. 複数の漁業種類を営んでいる場合には、それぞれの漁業種類に係る資源管理計画に参加すべきか。
- 1-1-16. 関係漁業者が数経営体しかない場合にも、計画は作成できるのか。
- 1-1-17. 休漁の措置として、資源管理を行う海域以外の海域（外国200海里内等）で操業することか可能か（認められるのか）。
- 1-1-18. 自主的措置として休漁している間、漁船をドックに入れてもよいか。
- 1-1-19. 航海単位で自主的資源管理措置を行うことは可能か（毎年行うのではなく、例えば2年に一度休漁を行うようなことは可能か）。
- 1-1-20. 共済に入らない漁業者は資源管理計画に参加してもメリットがないが、かかる漁業者も資源管理計画に参加すべきか。
- 1-1-21. 共済の対象になっていない漁業（アサリ徒手採捕、内水面漁業など）について資源管理指針、資源管理計画を作成すべきなのか。
- 1-1-22. 漁業者の共済加入状況を見ながら、資源管理計画を作成することは可能か。例えば、23年度当初は指針だけが存在し、計画は24年度以降に作成することになって可とするのか。
- 1-1-23. 現在行なわれている資源管理措置の中には、例えば小型魚が一定割合以上漁獲された場合に漁場移動をすとか、訓示目標的なものもあるが、これらも全て計画に書き履行確認すべきか。
- 1-1-24. 複数の漁業種類を営む者の計画作成と、履行確認、共済契約との関係はどのようになるのか。

①沿岸小型合併、包括契約の場合 ②契約が漁業種類別の場合

1-1-25. 沿岸まぐろはえ縄漁業等、大臣届出漁業に係る指針はどこが策定するのか。

《1-2. 計画策定の範囲》

1-2-1. 協会又は団体に所属していない漁業者の計画の参加はどうしたらよいか。

1-2-2. 同じ漁業種類の中で複数のグループが別々に管理計画を策定することは可能か。

《1-3. 協議会・履行確認関係》

1-3-1. 履行確認は全ての計画参加者について実施するのか。共済支援の要件と捉えるならば、計画参加者のうち共済非加入者については確認は不要ではないか。

1-3-2. 履行確認の具体的な方法いかに。県庁を含む協議会メンバーが常に現場で確認をしなければならないのか。

1-3-3. 履行確認は組合長の承認で良いのではないか。

1-3-4. 履行確認は、どのくらいの頻度で行うべきか。また、抜き打ち検査は行わないのか。

1-3-5. 履行確認に対する負担が大きくなるが、予算面、人員面での手当はしてもらえるのか。

1-3-6. 履行確認に重きを置くと、確認ができる措置のみを指針に記載せざるを得ないが、それでは資源管理が後退するのではないか。

《1-4. その他（資源管理関係）》

1-4-1. 現行の資源回復計画に伴う、減船、休漁等の支援については、引き続き措置されるのか。

2. 養殖の取扱い関係（漁場改善計画等）（8～12ページ）

《2-1. 養殖についての総論》

2-1-1. 共済の対象となっていない魚種の扱いはどうなるのか。

2-1-2. 現行の積立ぶらすの扱いはどうなるのか。

2-1-3. 対策の対象となる共済の対象種と対象外の種が混在している場合、漁場改善計画は別々に作成するのか。

2-1-4. 複数の魚介類を養殖する者の加入要件はどうなるのか。

2-1-5. 新たに漁場改善計画を策定するあるいは計画を変更する理由づけはどのように考えればいいのか。

2-1-6. 真珠母貝は対象となるのか。

2-1-7. 養殖業に新規参入する者の取扱いいかに。

2-1-8. 陸上養殖も制度の対象とすべきではないか。

《2-2. 養殖における要件》

2-2-1. 適正養殖可能数量の遵守と対策による支援措置との関係はどうなっているのか。

2-2-2. 今後数年かけて適正養殖可能数量を遵守していく計画の場合は対象とならないのか。

2-2-3. 既に養殖密度を大きく減らすなどの取組を行ってきたような場合は、この状態を維持していくことを支援の要件とできないか。

2-2-4. 適正養殖可能数量を設定するに当たっての漁場とは、どの範囲をいうのか。

2-2-5. 漁場に1経営体しかない場合でも適正養殖可能量を設定しなければならないか。

- 2-2-6. 適正養殖可能数量を設定するに当たって基準値は毎年変更となるのか。
- 2-2-7. 海藻類については、増産することがむしろ漁場改善に繋がるのではないか。
- 2-2-8. 食害対策として設置した施設で育ったワカメやコンブを収穫して販売しても良いか。
- 2-2-9. ワカメやコンブ以外でも食害対策を実施すれば、漁場改善の取組として取扱われるのか。食害対策以外にも特例はあるのか。
- 2-2-10. 適正養殖可能数量の設定における藻類の特例について、食害対策を行う場所や実施主体はどうすればよいのか。
- 2-2-11. 食害対策について具体例を教示されたい。
- 2-2-12. 潮通しが非常によく漁場環境に何ら問題がない場合でも減産しなければならないのか。
- 2-2-13. 魚種転換を行う場合、適正養殖可能数量はどのように設定するのか。また、国との協議プロセスいかん。
- 2-2-14. 魚種転換に関し、漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき知事が定める基準とは、具体的にはどういったものか。
- 2-2-15. 魚種転換に関し、魚類と貝類、貝類と藻類、藻類と魚類の間で転換を行う場合にはどのように行うのか。
- 2-2-16. 適正養殖可能数量の単位について、ホタテガイの杭打ち養殖など、台数や幹縄数ではカウントできないものはどのように扱うのか。
- 2-2-17. 適正養殖可能数量については、養殖種類ごとに設定するとなっているが、養殖種類とは何を指すのか。複数魚種をまとめることは可能か。
- 2-2-18. 漁場改善計画には参加するが、本対策に参加しない養殖業者がいる場合には、どのように適正養殖可能数量を設定するのか。
- 2-2-19. 漁場改善計画には全ての養殖対象種について適正養殖可能数量を設定する必要があるのか。
- 2-2-20. 適正養殖可能数量を変更する場合、改めて都道府県知事の認定を受ける必要があるのか。
- 2-2-21. 認定済みの漁場改善計画については、変更する必要があるのか。
- 2-2-22. 適正養殖可能数量の設定に当たって区画漁業権行使規則に定める数量を実績値として良いか。
- 2-2-23. 種苗の自己採捕や自己採卵した場合には、種苗購入記録は存在しないがどうするのか。

《2-3. 養殖における履行確認》

- 2-3-1. 履行確認は協議会を活用して行っていくのか。
- 2-3-2. 現地確認は必ず行う必要があるのか。また、履行確認はどのタイミングで行う必要があるのか。
- 2-3-3. 施設数の削減の確認はどのようにして確認するのか。現地確認は必須なのか。
- 2-3-4. 種苗投入量の確認は養殖日誌としてよいか。
- 2-3-5. 出荷時に投入数量との突合を行う場合、出荷数量はどのように確認するのか。実地の確認が必要なのか。
- 2-3-6. 飼育期間の途中に魚の出入がある場合（中間魚の短期間養殖など）、履行確認はどのように行えば良いのか。

3. 資源管理・収入安定対策（共済・積立ぶらす）関係（13～15ページ）

- 3-1. 積立ぶらすにおける最大積立額の上限（800万円）は撤廃するのか。
- 3-2. 現行の積立ぶらすの取扱いいかん。
- 3-3. 現行の積立ぶらすに加入していた漁業者が、今回の積立ぶらすに移行した場合、経営改善計画の認定は取り消すことになるのか。
- 3-4. 共済掛金の補助のみ受け取り、積立ぶらすに加入しなくてもいいのか。
- 3-5. 現在、国庫補助対象外となっている大規模漁業者の取扱いいかん。

- 3-6. 資源管理・収入安定対策においても、現行の共済掛金補助に関する補助限度額（1.6億円）の枠は適用されるのか。
- 3-7. 養殖共済の積立ぶらすの見直しのポイントいかん。
- 3-8. 資源管理・収入安定対策と漁業災害補償法の関係について
- 3-9. 義務加入制度や全員加入制度を見直すのか。
- 3-10. 養殖共済のPQ（収入）補てん方式への変更、共済限度額率、共済掛金への国庫補助における補助限度率や基準漁獲金額の上限の見直しなど、現行の漁業災害補償法で定められている制度を見直すのか。
- 3-11. 現在、共済の対象外となっている漁業の取扱いいかん。
- 3-12. 平成23年度から制度開始とのことであるが、平成23年3月31日以前に契約し、その契約期間が年度をまたいでいる場合、資源管理計画を作成した段階で資源管理・収入安定対策に加入できるのか。
- 3-13. 義務加入の場合、計画参加者が全員新タイプの共済、積立ぶらすに加入しなければならないのか。
- 3-14. 資源管理等に取り組むことにより減収が生じれば、年を追う毎に基準収入額が減少するという構造的な矛盾があるのではないか。（資源管理に取り組むことにより、5中3の基準収入が年々下がっていくことになるのではないか。）
- 3-15. 5中3を基準収入とすると、漁獲量の最近の傾向から言えば、年々基準収入が下がってしまうのではないか。
- 3-16. 半年や1年休漁しても、共済の対象となるのか。
- 3-17. 現在、共済加入のない者については、23年度は過去の所得データがそろわず、加入できないのではないか。
- 3-18. 県下に産地市場が整備されておらず、漁協も水揚げデータをほとんど把握していない地域では、恩恵を受ける漁業者はほとんどいないのではないか。
- 3-19. 沿岸漁業者への実利が薄いのであれば、結果的に加入が少なくなり、大規模層だけが恩恵を受ける制度になるのではないか。
- 3-20. 資源管理計画等を履行していなかった場合の共済や積立ぶらすの契約の取扱いいかん。
- 3-21. 資源管理計画等を履行していなかった場合、本対策による共済掛金への補助の全額が追加徴収の対象となるのか。
- 3-22. 違反した場合に掛金補助相当額の追徴等の対象となる漁業法令とは何か。
- 3-23. 漁業法令に違反しても漁協に報告しない場合、本対策による補助を受け取る可能性がある。不公平ではないか。
- 3-24. 漁業法令違反による掛金補助相当額の追徴等は、どの時点で判断するのか。
- 3-25. 漁業法令違反の確定に時間を要した場合、掛金補助相当額の追徴等の対象はどの時点の共済契約となるのか。
- 3-26. 財団補助（注：現在行われている漁場機能維持管理事業による掛金助成）は資源管理・収入安定対策と併用可能か。併用可能である場合、計画に参加している漁業者が計画不履行又は法令等違反を犯した際に、財団補助は返還となるのか。

資源管理・漁業所得補償対策に関するQ & A（未定稿）（平成23年2月18日時点版）

1. 漁船漁業における資源管理措置関係（資源管理指針、資源管理計画）

項目	問	答
1-1. 資源管理指針、資源管理計画	1-1-1. 資源管理指針・資源管理計画制度の目的、効果いかに。	<p>1 資源状況が低位にある資源が多く見られる中で、国民への水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確かなものとするためには、水産資源の適切な管理は最も重要な課題です。</p> <p>2 このためには、科学的な資源評価等を踏まえた資源管理を計画的に実施していくことが重要であり、このため、現在、資源回復計画等により行っている計画的資源管理を他魚種、他漁業にも広げ、基本的に全漁業者が計画制度に基づく資源管理に参画するよう本制度を展開し、このことによって資源状況の改善、維持が図られることを期待するものです。</p> <p>3 また、併せて共済制度を活用した漁業収入安定策を講じることによって、資源状況の変化に即した機動的かつ大胆な資源管理が可能となるものと考えられます。</p>
	1-1-2. 共済に加入しない（できない）漁業者も計画作成に参加すべきか。	<p>1 資源管理の推進に当たっては、関係漁業者全てが計画に参加していることが望ましく、このことは共済の参加者・非参加者を問いません。</p> <p>2 しかしながら、今般の資源管理計画への参加・脱退はあくまで各漁業者の自由意志によるものであり、仮に共済に非加入であることを理由として計画非参加者となっている者がある場合には、共済加入のメリットを提示し、計画への参加を呼びかけていくことが必要となります。</p>
	1-1-3. 国の資源管理指針と都道府県指針との関係いかに。	<p>1 国又は都道府県の策定する資源管理指針は、水産資源に関する基本的な管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方針を内容とするものであり、今後の資源管理のあり方の基本方針として位置づけられるものです。</p> <p>2 このうち、国指針は我が国全体の方針、主要資源等に係る管理方針等を内容とし、都道府県指針は、当該都道府県の方針、地域の重要資源に係る管理方針を内容とすることとしています。</p>
	1-1-4. 都道府県の資源管理指針の対象魚種はどのようなものとするべきか。 また、資源管理指針に記載すべき漁業種類の考え方いかに。	<p>1 都道府県の定める資源管理指針の対象資源は、まずは、当該都道府県にとって重要な魚種であって、当該資源を目的として操業する知事管理漁業があることが選定の条件となります。なお、対象資源については、必要に応じ見直すことが適当と考えられます。</p> <p>2 沿岸漁業の種類は極めて多岐にわたりますが、全ての漁業種類を指針の管理対象とすることは適当でなく、具体的な管理対象漁業種類の選定は、利用している資源の管理・漁獲の状況等など県内漁業の実態を踏まえ、さらに当該漁業にかかる共済加入状況等も勘案して決定することが適当と考えられます。</p>

<p>1-1-5. 資源管理指針の対象とならなかった魚種、漁業種類の資源管理はどのように考えるのか。</p>	<p>1 指針の対象とならなかった魚種、漁業種類であっても、従前より実施してきた以上の資源管理を引き続き行う必要があることは当然であり、指針の対象とならなかったとって資源管理を後退させてはならないことは言うまでもありません。</p> <p>2 このため、資源管理指針においても、その他資源管理の取組を引き続き実施する必要がある旨を記載することが想定されます。</p>
<p>1-1-6. 資源管理指針と資源管理計画の関係いかん。計画がない場合、指針を作成する必要があるのか。</p>	<p>1 資源管理指針においては、指針の対象となる資源の動向、当該資源の資源管理目標や、それを達成するために行うべき漁業種類毎の資源管理手法等を記載することとしており、資源管理計画においては、漁業種類毎に指針に記載されている資源管理措置等についての具体的な内容を記載することとしています。</p> <p>2 また、資源管理措置の履行確認についても、その手法について指針に記載し、計画では漁業者等が提出する履行確認のための具体的な証拠資料を記載します。</p> <p>3 なお、計画の策定は漁業者の自由意思によるものであり、指針に記載されたからといって計画の作成が必須である訳ではありませんが、計画の策定が予定されるものについては、予め指針に想定される計画内容を踏まえた資源管理措置等を記載しておく必要があります。</p>
<p>1-1-7. 漁業者が作成した資源管理計画を国・都道府県が確認する基準いかん。</p>	<p>資源管理指針においては、漁業種類毎に資源管理措置を記載しますが、同指針に基づき作成される計画は指針に記載された管理措置項目に従い、対応する具体的な数量、期間等を記載することとしていることから、計画確認の基準は、指針と計画の管理措置の内容が一致していることとなります。</p>
<p>1-1-8. 資源管理指針、資源管理計画は随時見直し可能か。また、これらは公表するのか。</p>	<p>指針、計画は資源状況の動向や、これらを踏まえた管理措置の変更などにより、随時見直しを行うことが必要です。また指針は国又は都道府県が作成するものであり、基本的に公開するものと考えられますが、計画については、漁業者が自主的に作成するものであり、公開することは想定されていません。</p>
<p>1-1-9. TAC法都道府県計画、資源回復計画、その他資源管理に関する既存の計画と今回の資源管理指針、計画との関係いかん。</p>	<p>資源管理指針は国又は都道府県の資源管理の基本的な考え方や具体的管理方針を記すものであり、資源回復計画、その他の従前の資源管理のための計画（TACの数量配分を除く）も包含して記すことが必要ですが、このため実施中の資源回復計画はその内容を指針に記載することとし、その他資源管理に関する計画についても実施状況を確認し、可能な限りその内容を指針に記載することとしています。</p>
<p>1-1-10. 資源管理指針中、管理目標を定めることは必須か。また、必ず科学的知見に基づいた数値目標とすべきなのか。</p>	<p>1 管理目標は、資源量、漁獲量など数値をもって定めることが望ましいと考えられますが、多くの資源の場合には、そもそも資源状況が十分把握されていないこと、実施する管理措置の資源に与える影響が不明であること、都道府県にあっては当該資源の一部を利用しているに過ぎない場合も多いことなどから、全ての資源について目標数値を示すことは困難と考えられます。</p> <p>2 このため、場合によっては、資源（漁獲）状況の維持、改善など、定性的な目標になることも可能と考えられます。</p>

<p>1-1-1 1. 資源管理措置は、現在行っている全ての措置を記載するののか。</p>	<p>1 現在、各地区、各漁業で行われている資源管理措置は、極めてその内容が多岐にわたることから、資源管理指針、資源管理計画に具体的資源管理措置を記載するに当たり、取り組まれる資源管理措置全てを証拠書類の提出を伴う措置として記載することは、確認の実現可能性も鑑みた場合、必ずしも現実的ではありません。</p> <p>2 従って、例えば各種措置のうち、休漁など確認しやすいものを証拠書類の提出を伴う措置とし、その他の措置については、その他の資源管理措置として実施することを求めることが現実的と考えられます。</p>
<p>1-1-1 2. ブリ、カタクチイワシなど単県で管理が困難な魚種の取扱いかん。</p>	<p>1 ブリ、カタクチイワシなど、広域に回遊分布する魚種については、単県での管理が難しいことから、県の指針に対象魚種として記載する場合には、国や関係県と十分協議されることが望ましいと考えられます。</p> <p>2 なお、サワラなどについては現在、資源回復計画によって、複数県による管理の枠組みが成立しており、この他にも複数県で整合性のとれた管理を行うことが可能となっていれば、これらを踏まえ指針に記載することが適切です。</p>
<p>1-1-1 3. 指針に記載する資源管理措置の認定基準（Aを行うものはAを1つ以上、行わないものはB、CよりBを含む2つ以上）は、対象魚種の資源状況や漁業種類の特性を見て基準を柔軟に変更することができるようにすべき。</p>	<p>1 資源管理指針制度は、底引き網等の漁船漁業、定置網、採貝藻等の沿岸漁業まで、全ての漁業者が資源状況等に即した適切な資源管理を計画的に実施することにより、資源の回復、維持を図ろうとするものであり、併せて共済制度を内容とする支援策を実施することによって、これら資源管理を積極的に推進しようとするものです。</p> <p>2 その内容については、漁業実態、資源の状況等に応じ、差異があることは当然ですが、計画に定める措置を適切に履行した者に対しては、財政的支援が行われることから、漁業種類によらず一定以上の措置を実施する必要がある、認定基準を漁業種類毎に変更して設定することは不適切と考えられます。</p>
<p>1-1-1 4. 指針に記載される資源管理措置と、計画に記載する資源管理措置とは一致しなければならないのか。</p>	<p>指針と計画の管理措置が一致することを計画認定の基準としています。</p>
<p>1-1-1 5. 複数の漁業種類を営んでいる場合には、それぞれの漁業種類に係る資源管理計画に参加すべきか。</p>	<p>1 複数の異なる漁業を営んでいる場合であって、それぞれの共済に加入し、又は、しようとする場合には、共済契約に対応する各計画に参加する必要があります。</p> <p>2 ただし、加入している共済種類が一種類の場合（沿岸小型合併、包括契約）については、資源管理を推進する観点からは各計画に参加することが望ましいと考えられますが、少なくとも、主たる漁業種類に係る計画に参加していれば支援の対象としたいと考えています。</p>

<p>1-1-16. 関係漁業者が数経営体しかない場合にも、計画は作成できるのか。</p>	<p>1 計画の参加者数の規模については特に問うものではありませんが、計画は、資源管理の推進を旨とするものであり、この本旨を鑑みると、参加漁業者数は多い方が望ましいと考えられます。</p> <p>2 しかしながら、各都道府県における漁業者の実態、対象漁業の分布状況が異なることから、指針において、かかる漁業を対象とするか否かの検討にあたっては、漁業実態等を踏まえて決定することが重要です。</p>
<p>1-1-17. 休漁の措置として、資源管理を行う海域以外の海域（外国200海里内等）で操業することか可能か（認められるのか）。</p>	<p>1 今回の収入安定制度は漁業共済をベースとした保険であり、係船休漁に対する補償とは異なります。</p> <p>2 従って、対象となる水域における資源管理措置に影響がなく、VMS等により確実に資源管理措置の履行が確認されるのであれば、他の海域（外国200海里水域を含む）で操業することは問題ありません。</p> <p>3 当然のことながら、他の海域で操業した結果、年間の水揚金額が増えた場合は保険は支払われません。</p>
<p>1-1-18. 自主的措置として休漁している間、漁船をドックに入れてもよいか。</p>	<p>1 今回の収入安定制度は漁業共済をベースとした保険であり、操業可能な状態の漁船を係船させ休漁することに対する補償とは異なります。</p> <p>2 従って、対象となる水域における資源管理措置に影響がなく、VMS等により確実に資源管理措置の履行が確認されるのであれば、休漁の間にドック等の船の整備を行うことは問題ありません。</p>
<p>1-1-19. 航海単位で自主的資源管理措置を行うことは可能か（毎年行うのではなく、例えば2年に一度休漁を行うようなことは可能か）。</p>	<p>漁業種類毎の特性に見合った資源管理措置を行うことは可能ですが、漁業共済が適用できるか否かは個別に判断することとなります。</p>
<p>1-1-20. 共済に入らない漁業者は資源管理計画に参加してもメリットがないが、かかる漁業者も資源管理計画に参加すべきか。</p>	<p>共済未加入者は資源管理計画に参加しても直接にメリットはありませんが、資源管理の本旨からして、共済加入者のみが参加するものではなく、適切な資源管理を推進すべく可能な限り未加入者も計画に参加することが望ましいと考えられます。</p>
<p>1-1-21. 共済の対象になっていない漁業（アサリ徒手採捕、内水面漁業など）について資源管理指針、資源管理計画を作成すべきなのか。</p>	<p>資源管理計画作成の有無を問わず、実際に何らかの資源管理を行っている場合には、資源管理が後退することのないように、指針を作成することが適当です。</p>
<p>1-1-22. 漁業者の共済加入状況を見ながら、資源管理計画を作成することは可能か。例えば、23年度当初は指針だけが存在し、計画は24年度以降に作成することになって可とするのか。</p>	<p>計画作成、共済加入は最終的には漁業者の自由意思となるため、指針と計画作成時期とがずれることもやむを得ませんが、資源管理の本旨からみて、共済加入の有無を問わず資源管理計画を作成することが理想であることから、出来る限り早期に計画を作成するよう、漁連、共済組合からも働きかけを行っていたと考えています。</p>

<p>1-1-23. 現在行なわれている資源管理措置の中には、例えば小型魚が一定割合以上漁獲された場合に漁場移動をするとか、訓示目標的なものもあるが、これらも全て計画に書き履行確認すべきか。</p>	<p>現行で実施されている措置については、資源管理が後退しないよう、可能な限り計画に書くべきと考えていますが、履行確認が困難な措置もあり、これらの対応については個別に協議することとなります。</p>
<p>1-1-24. 複数の漁業種を営む者の計画作成と、履行確認、共済契約との関係はどのようになるのか。 ①沿岸小型合併、包括契約の場合 ②契約が漁業種類別の場合</p>	<p>① 沿岸小型合併、包括契約の場合は、営む全ての漁業種類について計画作成を求めることはせず、主たる漁業種類について計画に参加し、履行確認ができれば足りるものとし、仮に複数の魚種・漁業種類について計画を作成し、いずれかの計画で不履行が発生した場合は、契約全体について共済掛金の追徴が発生します。 ② 契約が漁業種類別に行われている場合、契約する漁業種類ごとに計画を作成し、それぞれ履行確認が必要とされています。仮にいずれかの計画で不履行が発生した場合には、当該計画に対応する契約のみについて、共済掛金の追徴が発生します。 ※ なお、いずれの場合でも、計画作成・認定は、単一の漁業種類について行われる必要があり、複数の漁業種類における措置を組み合わせても要件を満たすことはできません。</p>
<p>1-1-25. 沿岸まぐろはえ縄漁業等、大臣届出漁業に係る指針はどこが策定するのか。</p>	<p>大臣届出漁業については、都道府県が事実上管理を行っており、別途の目的により届出制を導入したものであることから、これら漁業に係る指針は、都道府県が策定します。</p>
<p>1-2. 計画策定の範囲</p>	<p>1-2-1. 協会又は団体に所属していない漁業者の計画の参加はどうしたらよいか。 1 資源管理措置を推進する観点から、対象資源を利用する関係漁業者は可能な限り計画に参加することが望ましいと考えられます。 2 このため、協会や団体・漁協に所属していない漁業者についても、計画参加を働きかけることが適切と考えており、さらに計画の着実な実施の観点からも、併せて協会や団体等への所属を働きかけていくことが望ましいと考えられます。</p> <p>1-2-2. 同じ漁業種類の中で複数のグループが別々に管理計画を策定することは可能か。 同じ漁業種類であっても地区が異なること等の理由から、同一の資源管理を行うことが困難な場合には、計画もそれぞれ策定することとするものと考えられます。この場合にも、対象資源が同一のものである場合はできるだけ連携を保ったものとするのが望ましく、かつ、指針もこれら計画を踏まえた内容となるよう工夫する必要があります。</p>
<p>1-3. 協議会・履行確認関係</p>	<p>1-3-1. 履行確認は全ての計画参加者について実施するのか。共済支援の要件と捉えるならば、計画参加者のうち共済非加入者については確認は不要ではないか。 共済未加入者の資源管理措置の履行確認については、計画の十分な実施を確認する観点から計画に記載された資料を提出することが望ましいと考えられますが、何らの支援を受けない共済未加入者にとり資料提出が過度の負担となり、このことから計画参加者が減少し、資源管理の推進に支障が生じるおそれもあります。このためこれらの者の履行確認については、計画を管理する漁業者団体等による一括した確認を求めるなど柔軟に対応することとしています。</p>

<p>1-3-2. 履行確認の具体的な方法いかん。県庁を含む協議会メンバーが常に現場で確認をしなければならないのか。</p>	<p>1 資源管理措置の履行の確認については、基本的には証拠書類によって行うことを想定しています。ただし、必要に応じて協議会メンバーが現地確認を行うこともありえます。</p> <p>2 各資源管理措置の確認手法については、都道府県指針に具体的に示すこととしており、計画において漁業者等が提出する履行確認のための証拠書類を明記することとしています。</p> <p>3 具体的な手法については、例えば、係船休漁であれば係船時の写真、漁獲量制限であれば市場伝票等を想定していますが、確実に履行が確認できるものであれば手法については、水産庁より例示したものに限るものではありません。地元の状況を勘案し、ご検討ください。</p>
<p>1-3-3. 履行確認は組合長の承認で良いのではないのか。</p>	<p>1 管理計画の履行については最終的に第三者が確認する必要があることから、第三者機関である協議会で行うこととしています。</p> <p>2 組合長名の確認書については、提出資料の一部として扱うこととなるものと考えていますが、それだけでは協議会が確認したこととならないため、履行状況を裏付ける書類等の提出も必要となります。</p>
<p>1-3-4. 履行確認は、どのくらいの頻度で行うべきか。また、抜き打ち検査は行わないのか。</p>	<p>1 証拠資料の作成頻度は、資源管理措置の内容によりますが、仮に休漁の場合であれば、休漁毎の確認（写真撮影等）が必要と考えています。</p> <p>2 なお、協議会における履行状況の確認は、原則として月1回、関係漁業者等から提出された履行の証拠書類をチェックすることを想定しています。</p> <p>3 仮にチェックが十分行えない場合には協議会（事務局）が現場での確認を行うことを想定しており、必要に応じては抜き打ちによる現場確認も想定しています。</p>
<p>1-3-5. 履行確認に対する負担が大きくなるが、予算面、人員面での手当はしてもらえるのか。</p>	<p>1 履行確認を行う協議会に対して、必要経費を国費（定額）により支援することを予定しています。</p> <p>2 その具体的な用途については、予算関係通知上にて提示予定です。</p>
<p>1-3-6. 履行確認に重きを置くと、確認ができる措置のみを指針に記載せざるを得ないが、それでは資源管理が後退するのではないのか。</p>	<p>資源管理指針、資源管理計画に記載する資源管理措置については、取り組まれる資源管理措置全てを実施すべき措置として記載することは、履行確認との関係上、必ずしも現実的ではありません。このため、例えば各種措置のうち、休漁など確認しやすいものを実施すべき措置とし、その他の措置については、その他の資源管理措置として実施することを求め、これにより現状よりも資源管理が後退することのないよう対応することが適当と考えられます。</p>
<p>1-4. その他（資源管理関係）</p>	<p>1-4-1. 現行の資源回復計画に伴う、減船、休漁等の支援については、引き続き措置されるのか。</p> <p>1 現在、資源回復計画を実施するために漁業者が自主的に行う減船・休漁等を支援しているところです。</p> <p>2 本件支援については、資源回復計画から資源管理計画への移行期間における経過措置として、現在実施中の資源回復計画に基づく取組については、23年度まで継続して支援することとしています。</p>

2. 養殖の取扱い関係（漁場改善計画等）

項目	問	答
2-1. 養殖についての総論	2-1-1. 共済の対象となっていない魚種の扱いはどうなるのか。	本対策の仕組みは、現行の漁業共済を利用したものとしていることから、その共済種目となっていない魚種等については、本対策の対象とはなりません。なお、これらの魚種等については、その漁業共済のニーズや共済設計の可能性について、引き続き検討していくこととしています。
	2-1-2. 現行の積立ぶらすの扱いはどうなるのか。	現行の積立ぶらすについては、新規の加入受付は行われませんが、既に参加している漁業者については、その加入の継続を認めることとしています。
	2-1-3. 対策の対象となる共済の対象種と対象外の種が混在している場合、漁場改善計画は別々に作成するのか。	漁場改善計画を分ける必要はありません。
	2-1-4. 複数の魚介類を養殖する者の加入要件はどうなるのか。	1 養殖については、漁場改善計画における養殖対象種ごとに適正養殖可能数量の上限の範囲内に納まっているかどうかで養殖対象種ごとに加入要件を満たすかどうかを判定することとなります。 2 例えば、ハマチとタイを養殖している漁業者の場合、ハマチとタイそれぞれについて要件を満たすかどうかを判定します。
	2-1-5. 新たに漁場改善計画を策定するあるいは計画を変更する理由づけはどのように考えればいいのか。	平成11年に持続的養殖生産確保法が制定されて、これまで漁場環境の改善の観点から水質改善などの目標を設定し、必要に応じて過密養殖の是正等の手段を通じて、養殖漁場の改善を推進し、一定の成果を上げてきたところですが、温暖化に伴い漁場環境が変化するなど自然環境を構成する多くの要素が複雑に影響する中、近年において大規模な赤潮被害の発生やノリの色落ち等の問題が発生するなど、更なる漁場環境の改善を図る取組みを推進することが求められているためです。
	2-1-6. 真珠母貝は対象となるのか。	特定養殖共済の対象種目となっていることから、対象となります。漁場改善の取り組みの内容としては、他の貝類養殖と同様に、適正養殖可能数量の上限を設定することとなります。
	2-1-7. 養殖業に新規参入する者の取扱いいかん。	1 養殖業に新規参入する者の場合、養殖共済については新規参入の年から加入できますが、特定養殖共済については、他に養殖業を営んでおらず、全くの新規参入者となると、養殖の実績がないため、最初の一年間は共済への加入が制度上できません。 2 このことから、掛金の一部助成の措置等は共済への加入ができる2年目以降から対象となります。

		3 なお、最初の一年間は共済に加入できない新規参入者も最初の年から漁場改善計画に参画することとなりますが、本対策の対象とならないことから履行確認の対象とはしません。
	2-1-8. 陸上養殖も制度の対象とすべきではないか。	1 陸上養殖については、養殖共済の対象となっていないことから、現時点では今回の対策の対象とすることはできません。 2 また、陸上養殖は公共用水面で行われているものではなく、漁場改善計画制度の対象とされていません。陸上養殖の取扱いは今後の検討課題と考えています。
2-2. 養殖における要件	2-2-1. 適正養殖可能数量の遵守と対策による支援措置との関係はどうなっているのか。	1 対策による支援措置の対象となるか否かについては、漁場改善計画の対象となる水域ごと、養殖対象種ごとに、適正養殖可能数量が遵守されたか否かを判断することとしており、当該水域で養殖を行う漁業者全体として養殖種類ごとの投入量等が上限の範囲内であれば、養殖種類ごとにその全員が掛金の一部助成の対象となります。 2 一方、当該水域で養殖を行う漁業者全体として養殖種類ごとの投入量等が上限を超えた場合は、養殖種類ごとにその全員が支援措置の対象外となります。 3 ただし、適正養殖可能数量を、養殖業者の合意の下に、漁協や加入区、個々の養殖業者ごとに配分した場合には、配分した単位ごとに適正養殖可能数量が遵守されたか否かを判断することとなります。 4 不履行が発覚した場合には、配分した単位の養殖対象種ごとに、配分した単位の漁業者全員が対策による支援措置の対象外となります。
	2-2-2. 今後数年かけて適正養殖可能数量を遵守していく計画の場合は対象とならないのか。	平成23年度に本対策による支援措置を受けるためには、平成23年度から上限の数値を遵守することが必要です。
	2-2-3. 既に養殖密度を大きく減らすなどの取組を行ってきたような場合は、この状態を維持していくことを支援の要件とできないか。	1 既に養殖密度の減少等を通じた漁場環境の改善の取組を行っている場合は、掛金の一部助成の措置等の対象とします。 2 具体的には、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画制度が開始された平成12年以降、既に、漁場環境改善のための相当量の過密養殖の是正等の取組を行っている場合（直近の投入尾数等の水準（平成18～22年の5中3）が12年当時の投入尾数の水準（平成8～12年の5中3）を10%以上下回っている場合）は、直近の投入尾数等の水準をそのまま適正養殖可能数量の上限とすることができます。
	2-2-4. 適正養殖可能数量を設定するに当たっての漁場とは、どの範囲をいうのか。	1 漁協ごとに漁場改善計画を作成することが通例ですが、複数の漁協が共同で漁場改善計画を作成するケースも多数あります。 2 また、1つの漁協に複数の漁場が存在する場合には、それぞれの漁場で漁場改善計画を策定することも可能です。
	2-2-5. 漁場に1経営体しかいない場合でも適正養殖可能量を設定しなければならないか。	漁場全体として上限を遵守することを要件としていますが、経営体の数は問いません。

<p>2-2-6. 適正養殖可能数量を設定するに当たって基準値は毎年変更となるのか。</p>	<p>基準値は、次年度以降についても平成18年から22年の実績値の5中3を用いることを予定しています。</p>
<p>2-2-7. 海藻類については、増産することがむしろ漁場改善に繋がるのではないか。</p>	<p>1 持続的養殖生産確保法は、魚類、貝類だけではなく、藻類養殖も対象としており、現行の基本方針において、疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、過密養殖とならないように適正密度を維持すること等により、養殖漁場の改善を図ることが明記され、実際に漁場改善計画の中で、藻類について定めた例もあります。また、海藻類については、増産することで養殖漁場の貧栄養化に伴う「色落ち」や、高密度に養殖されている場合は疾病が発生しやすいことが報告されています。</p> <p>2 なお、コンブ・ワカメ養殖は、過剰な養殖により適度な栄養塩が確保されず品質が低下する問題がある一方で、海中林の造成による多様な生態系の保全や、ウニ・アワビ等の地先資源の増大に寄与するといった多面的機能を有しています。このため、ウニやアワビによる食害が起きている海域に新たに施設を設置し、食害対策を行うことも漁場改善の取組として取扱うこととしています。</p>
<p>2-2-8. 食害対策として設置した施設で育ったワカメやコンブを収穫して販売しても良いか。</p>	<p>減産しないことによって得られる利益に相当する費用を食害対策を実施するために負担するという考え方に基づいた特例であるため、収穫して販売した場合には、相応の利益が得られることから、対策による支援措置の対象となり得ません。</p>
<p>2-2-9. ワカメやコンブ以外にも食害対策を実施すれば、漁場改善の取組として取扱われるのか。食害対策以外にも特例はあるのか。</p>	<p>食害対策については、コンブ養殖とワカメ養殖に限定した措置です。食害対策以外の特例は想定していません。</p>
<p>2-2-10. 適正養殖可能数量の設定における藻類の特例について、食害対策を行う場所や実施主体はどうすればよいのか。</p>	<p>実際にウニやアワビによる食害が起きている場所に施設を設置することが必要です。</p>
<p>2-2-11. 食害対策について具体例を教示されたい。</p>	<p>1 養殖業者が自ら施設を設置する場合 (具体例) 基準値が200台、平成22年の実績が194台 この場合の「基準値の95%」は200台×95%=190台であることから、「未達分」は194台-190台=4台となります。したがって、設置施設数は、$200台 \times 25\% \times 4 / 200 = 1$台となり、食害対策の施設を1台設置することとなります。</p> <p>2 養殖業者が費用を負担する場合 上記の具体例で基準収入が1000万円であった場合、$1000万円 \times 20\% \times 4 / 200 = 4$万円となり、4万円を食害対策費用として負担することとなります。</p>

<p>2-2-12. 潮通しが非常によく漁場環境に何ら問題がない場合でも減産しなければならないのか。</p>	<p>漁場環境に特に問題がないと思われる場合であっても、養殖により環境の負荷が生じていることは事実です。疾病の発生やまん延を未然に防ぎ、良質でより健康的な水産物を消費者に対して持続的に提供できる漁場とする観点から、必要に応じて今回の対策の活用をご検討ください。</p>
<p>2-2-13. 魚種転換を行う場合、適正養殖可能数量はどのように設定するのか。また、国との協議プロセスいかに。</p>	<p>今回の対策は、養殖漁場全体への負荷を低減して漁場環境の改善に取り組むことを要件としていることから、戦略的に魚種転換の促進等行う場合であっても、漁場環境の改善の趣旨に即したものであれば支援の対象となります。この場合、都道府県知事が養殖対象種ごとの漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき定める基準に沿って、養殖対象種の転換を行うこととなります。また、国との協議については、漁場改善計画を策定する前に行うこととなります。</p>
<p>2-2-14. 魚種転換に関し、漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき知事が定める基準とは、具体的にはどういったものか。</p>	<p>異なる養殖対象種間の換算係数については、餌料の投与量、目回り、増肉係数、排泄物量等を基に算出した漁場環境への負荷に関する指標を用いて定めるものとしています。</p>
<p>2-2-15. 魚種転換に関し、魚類と貝類、貝類と藻類、藻類と魚類の間で転換を行う場合にはどのように行うのか。</p>	<p>魚類と貝類、貝類と藻類、藻類と魚類の間で転換を行う場合には、適正養殖可能数量の単位（種苗の尾数、施設の台数、柵数など）の考え方が異なることから、新規漁場として扱うこととし、転換後の養殖種類について、その近隣漁場における適正養殖可能数量に基づき設定することとしています。なお、魚類と魚類の間、貝類と貝類の間、藻類と藻類の間での転換を行う場合には、2-2-14で述べた換算係数を用いることとしています。</p>
<p>2-2-16. 適正養殖可能数量の単位について、ホタテガイの杭打ち養殖など、台数や幹縄数ではカウントできないものはどのように扱うのか。</p>	<p>現在設定している適正養殖可能数量の単位に換算して設定することとなります。換算は都道府県知事が定める基準に従って行うものとしています。</p>
<p>2-2-17. 適正養殖可能数量については、養殖種類ごとに設定するとなっているが、養殖種類とは何を指すのか。複数魚種をまとめることは可能か。</p>	<p>1 魚類養殖については、ハマチ、カンパチ、タイ、ヒラメ、スズキなど、貝類養殖については、ホタテガイ、カキなど、藻類養殖については、ノリ、コンブ、ワカメなどの漁業共済の対象となっている水産動植物の種類です。1年魚ハマチ、2年魚ハマチ、3年魚ハマチといった単位までは必要はなく、この場合はまとめてハマチとして適正養殖可能数量を設定することも可としています。</p> <p>2 ハマチ、カンパチ、ヒラマサをブリ類とするなど養殖共済の種類を異にする複数魚種をまとめて適正養殖可能数量を設定することはできません。</p>
<p>2-2-18. 漁場改善計画には参加するが、本対策に参加しない養殖業者がいる場合には、どのように適正養殖可能数量を設定するのか。</p>	<p>適正養殖可能数量は漁場全体を対象として設定する必要があることから、漁場内の全ての養殖業者の実績を基に定めることとなります。なお、履行確認については、対策に参加する養殖業者に限定されることから、漁場改善計画には漁場全体の適正養殖可能数量を記載するとともに、適正養殖可能数量を対策に参加する漁協、加入区又は養殖業者単位で配分した数量も記載することとなります。</p>

<p>2-2-19. 漁場改善計画には全ての養殖対象種について適正養殖可能数量を設定する必要があるのか。</p>	<p>漁業共済の対象となる養殖種類について適正養殖可能数量を設定すれば、本対策による漁業共済の掛金に関する国庫補助が行われますが、養殖漁場全体への負荷を低減して漁場環境の改善に取り組む観点から、漁業共済対象種以外の養殖種類についても必要に応じて適正養殖可能数量の設定をご検討ください。</p>
<p>2-2-20. 適正養殖可能数量を変更する場合、改めて都道府県知事の認定を受ける必要があるのか。</p>	<p>適正養殖可能数量の変更は漁場改善計画の変更に該当するので、改めて都道府県知事の認定を受ける必要があります。</p>
<p>2-2-21. 認定済みの漁場改善計画については、変更する必要があるのか。</p>	<p>都道府県知事の認定済みの漁場改善計画をもって、本対策に参加する場合には、漁場改善計画において適正養殖可能数量を設定することから、改めて認定を受ける必要があります。</p>
<p>2-2-22. 適正養殖可能数量の設定に当たって区画漁業権行使規則に定める数量を実績値として良いか。</p>	<p>漁業権行使規則上の数量のほか、漁業共済組合の需要調査結果など様々な資料を用いて実績値を出した上で、適正養殖可能数量を設定してください。</p>
<p>2-2-23. 種苗の自己採捕や自己採卵した場合には、種苗購入記録は存在しないがどうするのか。</p>	<p>養殖日誌に記載した自己採捕や自己採卵した記録又は種苗投入数をもって確認を行うこととしています。</p>
<p>2-3. 養殖における履行確認</p>	<p>2-3-1. 履行確認は協議会を活用して行っていくのか。</p> <p>資源管理措置と同じ協議会を活用することとなります。</p>
<p>2-3-2. 現地確認は必ず行う必要があるのか。また、履行確認はどのタイミングで行う必要があるのか。</p>	<p>1 種苗の購入時の領収証や養殖漁場の施設配置の写真など、購入した種苗数又は現地における施設数が確認できる書類が確保されている場合は、必ずしも現地確認を行なう必要はなく、これらの書類を以て確認することとして差し支えありません。</p> <p>2 また、履行確認のタイミングは、原則として、共済加入時及び年度末を目途としています。ただし、資源管理協議会が認める場合には、年度末の代わりに共済責任期間終了時とすることができます。</p>
<p>2-3-3. 施設数の削減の確認はどのようにして確認するのか。現地確認は必須なのか。</p>	<p>写真や現地確認を行うことなどによって確認することが想定されます。なお、航空写真など、現地における施設数が確認できる書類が確保されている場合は、必ずしも現地確認を行なう必要はなく、これらの書類も以て確認することも想定されます。</p>

<p>2-3-4. 種苗投入量の確認は養殖日誌としてよいか。</p>	<p>記録の継続性や様式の統一性が認められる等の信頼性がある養殖日誌であれば、種苗の投入量の確認の資料として利用できます。このほか、種苗購入記録やワクチン使用記録などの養殖生産に関する記録を用いて確認することとなります。</p>
<p>2-3-5. 出荷時に投入数量との突合を行う場合、出荷数量はどのように確認するのか。実地の確認が必要なのか。</p>	<p>1 当該年度に投入された種苗が成長して出荷される際、出荷伝票等信頼性のある書類により出荷数量を確認し、投入数量と突合されることが想定されます。必ずしも実地確認を伴うものではありませんが、必要に応じて実地の確認も実施してください。</p> <p>2 なお、複数年養殖する魚種については、本対策が開始されてから投入された種苗の数量と複数年後に出荷される数量を複数年後に突合することとなります。その際、履行が確認できない場合には、当該魚種については、出荷する年についてのみ対策による支援措置は受けられなくなります（途中の年については、養殖日誌等により履行確認が行われているため、遡る必要はありません。）。</p>
<p>2-3-6. 飼育期間の途中に魚の出入がある場合（中間魚の短期間養殖など）、履行確認はどのように行えば良いのか。</p>	<p>1 飼育期間の途中に、種苗の追加投入がある場合には、その都度、養殖日誌、種苗購入記録などによって追加投入尾数を確認することとなります。仮に、追加投入により投入尾数の合計が適正養殖可能数量の上限を超えた場合には、対策による支援措置は受けられなくなります。</p> <p>2 また、出荷数量については、出荷の都度、数を確認し、投入された種苗が成長して出荷が完了した段階で出荷数量の合計と投入数量の合計を突合することとなります。</p>

3. 資源管理・収入安定対策（共済・積立ふらす）関係

項目	問	答
	3-1. 積立ふらすにおける最大積立額の上限（800万円）は撤廃するのか。	資源管理・収入安定対策は、漁業者の経営規模等と関係なく、資源管理等に取り組む漁業者の収入安定を図ることを目的としており、積立額の上限については撤廃することとしています。
	3-2. 現行の積立ふらすの取扱いいかん。	<p>1 現行の積立ふらすについては、平成23年度以降の新規募集は行いませんが、22年度までに加入した漁業者のうち、資源管理・収入安定対策に移行しない者に限り、支援期間（加入から5か年間）が終了するまでは継続することが可能としています。</p> <p>2 また、現行の積立ふらす協議会やローカルルールも引き続き存続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年度加入者→24年度まで継続可能 ○ 21年度加入者→25年度まで継続可能 ○ 22年度加入者→26年度まで継続可能
	3-3. 現行の積立ふらすに加入していた漁業者が、今回の積立ふらすに移行した場合、経営改善計画の認定は取り消すことになるのか。	経営改善計画の認定取消手続きについては、漁業者が計画に従って漁業経営の改善のための措置を行っていない場合に、認定した計画を取り消すことができるとされています。このため、積立ふらすの活用のかんによらず、策定した計画を遂行しているのであれば、計画を取り消す必要はありません。
	3-4. 共済掛金の補助のみ受け取り、積立ふらすに加入しなくてもいいのか。	<p>1 資源管理計画等への参加・履行が確認された漁業者であれば、共済掛金の補助だけ受け取っても問題ありません。</p> <p>2 ただし、漁業経営の安定の観点から、共済と積立ふらすにセットで加入いただくことが望ましいと考えられます。</p>
	3-5. 現在、国庫補助対象外となっている大規模漁業者の取扱いいかん。	<p>1 資源管理等の推進には、漁獲圧力が大きい大規模漁業者の参加が不可欠であるため、資源管理・収入安定対策では、漁業災害補償法における共済掛金の国庫補助の対象外となっている100トン以上の漁船漁業者等の大規模漁業者に対しても、原則50%程度の掛金補助を行うこととしています。</p> <p>2 また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 100トン以上の漁船漁業者に対する漁業共済の契約割合要件の引き下げ（30%以上→20%以上） ② 現行の積立ふらすにおける漁業者最大積立額の上限（現在800万円）の廃止 <p>を行うこととしており、これらの措置により大規模漁業者にも本対策へ参加いただけるのではと考えています。</p>

3-6. 資源管理・収入安定対策においても、現行の共済掛金補助に関する補助限度額(1.6億円)の枠は適用されるのか。	漁業災害補償法においては、基準漁獲金額が1.6億円を超える部分は国庫補助の対象としていないが、本対策では、漁業者が支払う純共済掛金から漁業災害補償法に基づく現行の国庫補助を除いた、自己負担の半分を補助することとしています。
3-7. 養殖共済の積立ぶらすの見直しのポイントいかに。	<p>1 漁場改善計画において適正養殖可能数量が設定されることに対応するため、現在、当該年の出荷価格が、標準出荷価格の90%以下に下落した場合に発動する養殖共済の積立ぶらすについて、当該年の出荷金額が、適正養殖可能数量が設定されない場合に想定される出荷金額(基準出荷金額)の90%以下に下落した場合に発動する仕組みとしています。</p> <p>2 この措置により、当該年の出荷価格が、標準出荷価格に対し95%程度以下に下落した場合、積立ぶらすが発動されることとなることから、積極的な加入をお願いいたします。</p>
3-8. 資源管理・収入安定対策と漁業災害補償法の関係について	<p>1 平成23年度については、予算事業として本対策を実施することとしています。</p> <p>2 なお、漁業災害補償法については、本対策の開始とあわせ、23年度に見直しを行うことは予定していませんが、関係者の皆様のご意見等も伺いながら、今後、制度のあり方について検討してまいりたいと考えています。</p>
3-9. 義務加入制度や全員加入制度を見直すのか。	<p>1 漁業災害補償法で定められている漁獲共済、特定養殖共済における義務加入制度や養殖共済における全員加入制度については、漁業者間の相互扶助意識の向上が図られ、一定の加入者数の確保や保険基盤の維持に寄与してきたと考えています。</p> <p>2 資源管理・収入安定対策の開始とあわせ、平成23年度に制度の見直しを行うことは予定していませんが、関係者の皆様のご意見等も伺いながら、今後、制度のあり方について検討してまいりたいと考えています。</p>
3-10. 養殖共済のPQ(収入)補てん方式への変更、共済限度額率、共済掛金への国庫補助における補助限度率や基準漁獲金額の上限の見直しなど、現行の漁業災害補償法で定められている制度を見直すのか。	漁業災害補償法で定められているこれらの制度については、資源管理・収入安定対策の開始とあわせ、平成23年度に見直しを行うことは予定していませんが、関係者の皆様のご意見等も伺いながら、今後、制度のあり方について検討してまいりたいと考えています。
3-11. 現在、共済の対象外となっている漁業の取扱いいかに。	<p>1 今回の資源管理・漁業所得補償対策では、多様な漁業の実態を踏まえ、現行の漁業共済・積立ぶらすを活用した資源管理・収入安定対策を実施することとしています。</p> <p>2 このため、現在、共済の対象となっていない漁業については、平成23年度は本対策の対象となりませんが、関係者の皆様のご意見等も伺いながら、今後、制度のあり方について検討してまいりたいと考えています。</p>

<p>3-12. 平成23年度から制度開始とのことであるが、平成23年3月31日以前に契約し、その契約期間が年度をまたいでいる場合、資源管理計画を作成した段階で資源管理・収入安定対策に加入できるのか。</p>	<p>資源管理計画等に参加し、漁業共済の契約割合が一定以上（原則30%以上）である漁業者は、資源管理・収入安定対策に加入できますが、平成23年度からの事業実施となるため、共済責任期間が23年4月以降に開始される共済契約（新規又は継続）が本対策の対象となります。</p>
<p>3-13. 義務加入の場合、計画参加者が全員新タイプの共済、積立ふらずに加入しなければならないのか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 義務加入制度は、漁業災害補償法に基づき、漁獲共済及び特定養殖共済において、加入区内の関係漁業者の2/3以上の同意があった場合には、当該加入区内のすべての関係漁業者は加入しなければならないものです。 2 資源管理・収入安定対策は義務加入制度とリンクしているものではなく、義務加入により共済に加入した者全員が、本対策に参加する必要はありません。 3 また、本対策に参加しない漁業者については、現在の漁業災害補償法における掛金補助は引き続き受けることができます。
<p>3-14. 資源管理等に取り組むことにより減収が生じれば、年を追う毎に基準収入額が減少するという構造的な矛盾があるのではないか。（資源管理に取り組むことにより、5中3の基準収入が年々下がっていくことになるのではないか。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源管理等により必ずしも減収が生じるわけではなく、また、一時的に減収が生じたとしても、毎年減収し続けることには必ずしもならないと考えられます。 2 また、今回の資源管理・漁業所得補償対策は、適切な資源管理等により、中長期的な漁業経営の安定を目指すものであり、将来的には、資源が回復することにより、漁業経営が改善されることとなると考えています。
<p>3-15. 5中3を基準収入とすると、漁獲量の最近の傾向から言えば、年々基準収入が下がってしまうのではないか。</p>	<p>中長期的に見た場合、漁業資源の減少等により漁獲金額が減少傾向にあり、これに伴い、5中3方式による共済限度額も下落傾向にあります。近年、全国的な漁獲金額はほぼ横ばいとなっており、必ずしも、5中3で算出される基準収入が年々減少することはないと考えられます。</p>
<p>3-16. 半年や1年休漁しても、共済の対象となるのか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な休漁等の資源管理の取組による減収を共済組合が客観的に判断できる場合には、共済限度額の引き下げなどの対応を取る可能性があり、具体的には当該地域における漁業事情を勘案し、各地域の共済組合が判断することとなります。 2 ただし、1年休漁するなど、休漁が共済責任期間すべてにおよぶ場合は、共済契約を締結することができません。
<p>3-17. 現在、共済加入のない者については、23年度は過去の所得データがそろわず、加入できないのではないか。</p>	<p>共済の加入に際しては、漁獲共済や特定養殖共済の場合、共済組合が、原則として過去5年間の漁獲金額のデータを基準として基準収入額を算出、認定しますが、基準収入額の算出は、共済組合が当該漁業者や地域における漁業の事情などを勘案しながら行うこととなっており、詳細については、各地域の共済組合などにお問い合わせください。</p>

<p>3-18. 県下に産地市場が整備されておらず、漁協も水揚げデータをほとんど把握していない地域では、恩恵を受ける漁業者はほとんどいないのではないか。</p>	<p>漁協が水揚げデータを把握していない場合においても、漁業者自身が伝票など収入を証明する書類を持っていれば、共済に加入することは可能であるので、各地域の共済組合などにお問い合わせください。</p>
<p>3-19. 沿岸漁業者への実利が薄いのであれば、結果的に加入が少なくなり、大規模層だけが恩恵を受ける制度になるのではないか。</p>	<p>1 共済掛金の国庫補助については、小規模な沿岸漁業者ほど補助率が高くなる体系となっており、資源管理・収入安定対策の補助を加えてもこの体系は維持されることとなります。</p> <p>2 このように、今回の対策は、大規模層だけが恩恵を受けるものではなく、沿岸漁業者にも実利のあるものであり、多くの漁業者に加入いただきたいと考えています。</p>
<p>3-20. 資源管理計画等を履行していなかった場合の共済や積立ぶらすの契約の取扱いいかん。</p>	<p>資源管理計画等を履行していなかったことが確認された漁業者に対しては、</p> <p>① 資源管理・収入安定対策による共済掛金の補助部分の取り消し、追加徴収</p> <p>② 積立ぶらすの契約解除（払戻しがされていない場合は、漁業者積立金を共済団体から漁業者へ返還、既に払戻しがされている場合は、国庫補助分を漁業者から共済団体へ返還）の措置を取ることとなります。</p>
<p>3-21. 資源管理計画等を履行していなかった場合、本対策による共済掛金への補助の全額が追加徴収の対象となるのか。</p>	<p>資源管理計画等を履行していることが確認された者であることが、資源管理・収入安定対策の加入要件の一つであるため、同要件に違反した者については、違反があった契約期間に係る本対策による掛金補助額が追加徴収の対象となります。</p> <p>なお、漁業者が追加徴収に応じない場合、追加徴収額と、積立ぶらすの解約に伴い漁業者に返還する積立金や漁業者に支払う共済金が相殺されることとなります。</p>
<p>3-22. 違反した場合に掛金補助相当額の追徴等の対象となる漁業法令とは何か。</p>	<p>漁業法、水産資源保護法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等やこれらの法律に基づく命令が該当します。</p>
<p>3-23. 漁業法令に違反しても漁協に報告しない場合、本対策による補助を受け取る可能性がある。不公平ではないか。</p>	<p>1 本対策は、計画的に資源管理等を行う漁業者を対象として漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用した支援を行うものであり、支援を受ける要件として、関連する漁業法令の遵守は必要であると考えています。</p> <p>2 漁業法令違反に関する報告義務に違反した場合、事実が判明した時の次の共済契約について、本対策への加入を拒否することを本対策の契約で明記することとしており、これにより報告を促すこととしています。</p>
<p>3-24. 漁業法令違反による掛金補助相当額の追徴等は、どの時点で判断するのか。</p>	<p>漁業法令違反に係る司法処分又は行政処分が確定した時点で判断することとしています。</p>

<p>3-25. 漁業法令違反の確定に時間を要した場合、掛金補助相当額の追徴等の対象はどの時点の共済契約となるのか。</p>	<p>漁業法令違反行為があった時点の共済契約が、掛金補助相当額の追徴等の対象となります。</p>
<p>3-26. 財団補助（注：現在行われている漁場機能維持管理事業による掛金助成）は資源管理・収入安定対策と併用可能か。 併用可能である場合、計画に参加している漁業者が計画不履行又は法令等違反を犯した際に、財団補助は返還となるのか。</p>	<p>1 日韓・日中協定の発効に伴う暫定水域等の設定及び相手国漁船の入漁により相当の影響を受ける者を対象とする漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業による共済掛金の補助については、収入安定対策に加入する者も受け取ることが可能です。</p> <p>2 また、資源管理計画に参加している漁業者が計画不履行又は法令等違反を犯した場合、当該事業による共済掛金の補助は影響を受けません。</p>